

平成23年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月16日 午前10時00分		
	延 会	9月16日 午後2時13分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲宗根 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成23年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

平成23年9月16日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 一般質問通告について、2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目に、呉我山トンネル内の雨漏りについて。去った台風9号がもたらした大雨により、呉我山トンネル内で大量に雨漏りしているところがあった。県へ修繕を要請する予定があるかお伺いします。

2点目に、茸生産施設について。①北部振興策は、地元の人に活用されるものであると思っているが茸生産施設はどのように地元還元されているか、お伺いします。②8月23日の全員協議会において副村長が発言したパートの給料の額と本採用の給料の額が、提出された資料と全く違っているがどういうことかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

1の御質問にお答えいたします。県道名護運天港線は、名護市から今帰仁村への幹線道路で、呉我山トンネルも本路線の重要な通行道路となっております。去った台風9号は、沖縄本島を長時間暴風圏内に巻き込み、雨量も多く、今帰仁村内でも道路災害等を引き起こしている状況にありました。質問にあります呉我山トンネル内で雨漏りの状況があったようです。県道名護運天港線の管理者である北部土木事務所と調整を行い、雨漏りの原因についての調査及び補修の要請を行っているところであります。

2の質問にお答えいたします。①平成12年度から平成21年度にかけて実施されました北部振興策事業は、新たな雇用の場を北部地域に創出することを目的に実施されました。以前は、県内消費の茸の大部分を本土からの移入で賄っておりました。そこで、本村にえのき工場を整備し、品質の良い商品を安定かつ安価に提供し、消費の拡大を図り、また周年栽培により雇用の場を創出する目的で、平成13年度北部振興事業で茸生産出荷施設を整備したことにより、村内に雇用効果をもたらしております。

②8月23日の全員協議会における資料の所得額と副村長が発言した所得額の相違については、採用した所得年度の違いによるものです。資料の所得額は、平成21年度の平均所得額で、副村長が口頭で説明した額は、平成22年度の個人所得の個別の事例でありました。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 村長、呉我山トンネルは行かれてみましたか。トンネルの内部を見ましたか、どんな状況だったか。あれ全部継ぎ目なんですよ。だから、この前の台風9号のときは、水道が漏水しているように漏れてきたわけです。だから、あれはどうかしないと、注入してステンで押さえるとか、コンクリート注入してですね、モルタルの、いろんな方法があると思うんです。あれは早急にしないと、上の土が全部下に落ちて、上がまた丸裸になる可能性があるわけですね。上は草地になっていますからね。これも災害復旧だと思います。そして乙羽トンネルも何か所かは、こういうところが見られます。こういうところも調査する必要があるのではないかなと思います。そして、これについてももう一度お伺いいたします。早急にやるのか、それともこれは災害ですから、私は早急にやらないといけない事業だと思うんで

す。国頭村の与那トンネルが前にこういうことがあって、掘り直したこともあるんですね、海のそばから陸地に。陸地もまたやり直したんです。あれは注入してカバーをかぶせれば十分可能な対策はできると思うんですよ。そういうのを北部土木事務所と話し合いをして、早急にやってもらえないか、お伺いします。

そしてえのきの件については、北部振興策という事業は、県の担当に聞いたら、北部の人を使って、北部の人の雇用ができるのが北部振興策だということなんです、第一条件がね。しかし、副村長が言っていましたパートにしても、この金額についても全然かみ合わないんです。私が行く二、三日前に副村長が来ていたと言っていました。そのときは6名しかいないですよ、パートは。今は夏の時期だから、人間は少ないと思うんですけど、冬場と違って。やっぱり冬場は使うのが多いから、人間に頼るかもしれないけど。パート的には平均をとってやるのが常識だと思うんです。一番忙しいときは、1年間の雇用の平均がとれないわけです。そして給料も380万円つきますけど、その後の説明では最高額が224万4,000円になっているんですよ。これも違っている。この説明したときの280万円、そしてパートが200万円、ちゃんとこれで見たら全部121万5,000円になっているんですよ。この議員に出された資料というのは、これは紙切れですか。説明書です、これは。説明書であれば、全く同じものが出れば本当の話でわかるんですけど、でたらめな数字を出して副村長の間違いでしたと言って、そう簡単におさまるものではないですよ。じゃあ議員はばかですか。どの資料が本当のものとして住民に説明するんですか。これは前々から私は副村長とけんけんがくがくやった問題ですけどね。ただ、これにはこの前一人呼ばれたときに、平成23年度の平均。これは平成21年と言っていますけど、じゃあ一人は平成23年度ですかと言ったら、「そうです」とはっきり言っていました。この文書は何ですか、これは。紙切れですか。議員への説明に対して、紙切れで説明して、使用しなさいと言うんですか。これを住民にまた私らはそうですと言えますか。平成21年、平成22年、平成23年度のものも入っていると。村長、これでは納得いかないですよ、どうですか。これは副村長に答えてもらいます、村長ではなくてですね。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいというふうに思います。

呉我山トンネル内で、去った台風9号で雨漏りがしたということを知り、私も確認しているわけですが、北部土木事務所には文書で要請をしておりますが、近々現場で検討会というのか調整をして、早目に対策を立てさせるようにしていきたいというふうに思っております。

茸生産施設につきましては、副村長から答弁をさせたいというふうに思います。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

8月23日の全員協議会の中で私が事例として話したのは、確かにある一人は、正社員は280万円ぐらいもらっています。中で、パートでAさんというパートの方は150万円、一番所得がパートで多い人は200万円ぐらいをもらっていると。年間所得です。それは申しあげました。なぜ、これぐらいふえているかというと、平成21年度までは企業組合、要するに増設した部分の所得の部分が入っていないものですから、平成22年度からようやく入るようになって、それぐらい。要するに労働時間が多くなっているわけです。だから生産がふえてきて、そういうふうになった結果であります。先ほど申しあげましたとおり、平成22年

の個別の、8月23日のその辺について、今こういう人はこれぐらいもらっているよということで話した次第であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 資料というのは、資料に基づいて説明をするものであって、来年は伸びますよ、副村長、来年ほんとに伸びるかはわからないでしょう。今度が一番いいあれですよ。東北震災でキク農家は大失敗している、売れなくて。これ一概に言えないでしょう。何が起こるかわからないから、来年のことは話をしないでくださいよ。来年死ぬかもしれないのに人間は。そうでしょう。来年の話今する必要はないでしょう。きのう現在までの話をして、平成21年度の資料を出されているから、平成21年度の資料で説明すればいいんですよ。そうすれば納得いくんですけど。こんなところ変わられたら、だれも信用できませんよ、この資料というのは。これを村民に配って、これだけありますよと、それで議会がまた、議員がそうじゃないですよ、これだけしかないですよとなったらどうしますか。私が調べた結果、長野県には240件あるんですよ、会社が。この茸とか、いろんな種類のあれがですね、会社が。それも日本全体の60%のシェアを持っているんですよ。240件ですよ、今帰仁村は2件でしょう。ちゃんとかやって資料を取ればできるんですよ。何でじゃあ、前の平成21年度の資料でやればいいのに。平成22年度は変わりあります、平成23年度は変わります。これは計画でしょう。副村長、計画ですよなら話はわかりますよ。来年はもっと伸びますよ、伸びる可能性はありますよと、計画的に。そういう話ならわかるんですけど、こんなところ変わった数字を出されたら、だれも納得いかないですよ。パートも現在、先週現在で6名ですよ、事務員まで入れて。事務員も向こうで働いているんですよ。副村長が行って2日後に私は行ったんですよ、調べに。行ったでしょう。その辺も答弁お願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

呉我山トンネルの雨漏りについてでございますけど、先ほど申し上げましたように土木事務所には文書で要請しております。そういう中で早い時期に現場で調整をして、工法を含めて県と調整をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

確かに東日本大震災の影響もあるんですが、これもあって今は茸の単価は、消費が減っているもので下がりがつあります。そして5年ぐらい前から、意外とえのき、茸というのは以前は安定していたのですが、5年ぐらい前から余り高値安定という状態ではないです。私が伸びますよと言ったかもしれないけど、伸びますよというのは確実ではありません。それも社会情勢がそういうなっているものだから、確実ではないです。それは議員がおっしゃるとおりであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 それで村長、トンネルの、やっぱり私はあの日、副村長から電話で大井川の状況を見てくれないかと言われたので私は見に行っただけです。行って、夜中の12時まで見て、潮が引いた時分に、1メートルぐらい引いてから行って、全部回って、呉我山まで行ったわけです。トンネルの中もどしゃ降りなわけです。そして向こうは山崩れしている。それで夜中に起こされて私は行ったんです。それでやっぱりこのぐらいのときだったんですね。非常勤消防は全部待機して、一応潮が引くまでは待っておきなさいと全部に言ってから、そして私はまたかりゆし橋のところで待機していたんです。向こうが一番低いんですね。そこで待機して、だんだん引いたものだから、今度は呉我山のトンネルのところにいったんですよ。そうしたらどしゃ降りなんですね、トンネルの中が。そして乙羽トンネルの抜けたところのマチャク川が片側は木が倒れて、今このままになっていますよね。危険な状態で置いていますけど、ああいうものはやっぱり見苦しいですからね、本土の方々に見せたら。やっぱりああいうのも片づけて、工法はビニールシートを張って、これでできますから、雨漏りは。こういうのは早急にやったほうが、対策としていいのではないかなと思います。これをもう一度、ここは建設課長が一番わかるから、建設課長がいいのではないですか、説明は。そして副村長、テーゲームヌイーしてはならないですよ。計画的な話ならわかるけど、いつ何が起こるからわからないから、これは平成何年度ですよと、この出された資料の分を説明すればいいわけです。これだけたくさんお金をもらっている人がいるよというのを調べてみたら、平成23年度に入ったのも入れて、そしてパートは6名しかいない、事務員まで入れて。事務所はありますかと言ったら、事務所はあるけど、だれもいないですよと。この前、おとついでですか、議員が行ったら、また8名いるんですね、パートも、職員も。現状、議会が現状を見たんですから、現状を見せてください。前もってあれするのではなくて、現状を見に行くのですから、現場踏査は。これは村長にお伺いします。私は、村長、議員というのは現状を見に行くんですから、現場踏査は。やっぱり現状を、夏場はこれだけしかいないですよ、しかし冬場は多くなりますよとか、えのきのときですね。こういう現状を見せてください。ただ、議会が来るから人数をそろえなさいとか、こういうものではなくて現状でいいですよ。そうしたら、きれいな説明もできるし、また私らも住民に対してこうですよと説明もできるわけです。隠し事をしないで、特にえのきなどの農作物というのは台風が1回来ればアウトですからね。どうなるかわからないですよ。そういうことがあるから、現状で説明するように今後できるかできないか、それを聞いて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質問についてお答えいたします。

呉我山トンネルの内部を確認したところ、雨漏りの箇所はコンクリートの打ち継ぎ目だと思われます。9月12日に北部土木事務所所長あてに要請書を提出しているところでありますので、調査の方法については土木事務所のほうで判断していくと思いますので、調整を図っていきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

葺工場の件でございますが、夏場と冬場は違うというのは、これは私も理解をしています。そういう意

味で夏場はパートが減るということは事実だというふうに思っております。資料の提出のあり方についてでございますが、これにつきましては最も新しい資料を提出するように今後努力をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 次に、山城 太議員の発言を許します。9番 山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 おはようございます。9月定例会において、さきに通告しました点について伺います。

1点目に台風等自然災害時における生活弱者（高齢者や心身にハンディのある方）の安全の確保、また、住民へのライフライン（停電、断水等）の状況の周知。①予想を大きく上回る想定外の災害が発生する現在、住民の安心・安全を守るため、特に生活弱者への避難対応策はどのようになっているか。長期時間のライフラインの切断は、住民の不安・恐怖が募ります。また菊栽培農家は死活問題です。当局より関係機関への情報収集並びに住民への周知はどのようになっているか。

2点目に県畜産研究センター西南部の道路・樹木の整備について伺います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ①の御質問にお答えいたします。

現在、今帰仁村においては、气象台から大雨・洪水及び高潮の注意報や津波注意報、各種警報等が発表されるなど災害が発生、または発生するおそれのある場合において、災害対策本部の設置までには至らない場合に災害警戒本部を設置します。災害警戒本部に村職員の要員を配置し、警戒体制をとり、災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、状況に即応して村広報車や消防組合へ連絡し、連携して災害情報の伝達活動を展開するとともに、各字公民館放送の依頼による住民への周知等を行っています。平成16年度策定の今帰仁村地域防災計画において、災害時等における広報計画に防災行政無線による広報として計画されていますが、本村に散在する多くの集落やさまざまな地形的制約により、防災行政無線の整備に係る費用は数億円になることが見込まれております。村の財政事情により、まだ未整備の状況であります。災害発生時に緊急情報が的確に村民へ伝達できるよう、平成24年度以降における北部活性化特別振興事業による事業採択に向けて要請をしているところであります。

災害が発生した場合、その被害を最小限に食いとめるには、情報をできるだけ速く、正確に把握し、かつ安全な場所へ速やかに退避することが必要です。こうした一連の行動がとれなければ、生命の危険にさらされる確率が高くなります。御質問の趣旨は、災害時にこのような一連の行動がとれない自力避難が困難な高齢者、障害者、あるいは病気で自宅療養中のハンディキャップを持った方々に対する防災対策上特別の配慮が必要ではないかと理解をしています。本村では平成23年8月現在、要介護認定者が556名おり、災害弱者と言われる村民の安全確保のため、特別の配慮を講じる必要があると考えております。そこで、今帰仁村高齢者地域見守りネットワーク体制を整備するため、地域で見守りが必要な高齢者の把握への協力依頼として、本年4月に各字区長、5月に民生委員及び各字老人会に情報提供のお願いをしているところです。9月現在回答をいただいているのは、6字で52名です。未提出の字については、引き続き情報提供をお願いしているところです。今後さらに、福祉保健課所管の包括支援センターで取り組んでいる今帰仁村高齢者見守りネットワークを充実させるため、地域支え合い体制づくり事業により地域在住の高齢者

を中心とした災害弱者の把握に努め、その支援体制を日ごろから準備していきたいと考えています。

電気、ガス及び水道等ライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平時のみならず災害時にも安定的な供給が求められます。このため各施設の整備を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める必要があります。台風等の停電時において、住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存権に係ることであり、また住民の健康を確保する上でも最も基本的な事項の一つであります。このような住民の生存、生活の基本的条件を整備し、それを確保することは行政としての本来的役割であり緊急時においても免除されることのない責務であります。このようなことから、村の水道施設においては、断水等がないように発電機をリースして対応しておりますが、台風通過後に各家庭において急激に消費水量がふえていき、各配水池の水位が低下している状況であるため、広報車で節水の呼びかけをして対応しております。

菊栽培農家においては、短日植物であるキクは日照時間が短くなると花芽が形成されることから、電照を当てることでその花芽形成をおくらせて栽培しており、長期間停電しますと茎が短いときに花芽形成をしまい商品価値が落ちます。このようなことから災害発生時の停電の復旧については、菊栽培農家にとって大変重要であり、死活問題と言われるゆえんがここにあると理解をしています。村としましては、沖縄電力に対して迅速な復旧対応を強く要請するとともに、さらに北部市町村会からも要請する必要があると考えております。

②のご質問の道路は、農業振興地域指定から除外されており、農道整備事業や農業集落整備事業で改良することは難しいものと考えておりますが、地域活性化交付金事業（きめ細かな交付金事業）等で整備できるか検討してみたいと思います。

また、当該道路の沿線にある樹木は民有普通林ですが、台風等で倒れて交通に支障を来す場合には、処理していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 災害防災についてなんですけど、村全体規模の避難訓練、そういったことは考えてないのか。昨今の震災は、多大な命が亡くなっております。それを踏まえて、そういった対策、危機管理、どのように考えているか。

それと2点目の道路の件なんですけれども、「検討してみたいと思います」ではなくて、「整備する」と言ってほしかったです。これは早急な対策、対応を要望します。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時44分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

防災訓練の件でございますが、去った3月11日に東日本大震災がありまして、大津波が発生して甚大な被害をこうむっております。これを教訓にする必要があるというふうに思っております。去った9月2日に今帰仁村で津波の対策による津波訓練を持ちました。これは仲宗根区を限定して津波訓練をしたわけですが、初めての訓練ということで今回は全村の訓練を行わなかったわけですが、これは今年

だけでなく、毎年、津波訓練を初め防災訓練をしていきたいというふうに思っております。その中で全村をやるのか、各地域を限定にしてやっていくかというのは今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 菊栽培農家の件ですけれども、停電というのはほんとに重大な問題になります。村当局から電力会社等関係機関に復旧のめどとか、そういった状況を確認して、情報が必要な方々への周知、これは台風等災害が過ぎた後にも二、三日、長ければ4日ほど停電する場合があります。そういった周知とか、情報の提供、それはどのようにしていくお考えですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 台風による停電のことですが、これは沖縄電力の管轄でございます。その中で電力会社に電話をしたんですけど、いつごろ復旧とか、原因がわからないとか、そういうことがあって明確に説明しないんですよ。それで先ほど北部市町村会としても要請すべきではないかというのを申し上げたのは、やんばる地域二、三日停電というのが、ほぼ全市町村だったみたいです。ですからそういう意味では、これは毎年台風が来て停電があるわけでありまして、そういう事情を説明する必要もあるという中で北部の市町村会としても要請する必要があるのではないかということをお思っておりますので、次の市町村会の会議の中では提案をして、要請をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの9番 山城 太議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番。

○ 9番 山城 太君 こちらから情報提供を促しても答えないということなんですか。私は何度となく電話をかけて確認しました。強く言えば、すべて情報を教えてくれます。隣の家は電気がついているけど、私の家は電気がついていない、何でもかとも何度も聞いたら、ちゃんとしっかり教えてくれます。時間のほうもちゃんと教えてくれます。わかりますか。もっと真摯にこういった状況を把握して、村民のために頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

次に、6番 座間味邦昭議員の発言を許します。6番 座間味邦昭議員。

○ 6番 座間味邦昭君 では、さきに通告していた点について質問を行います。

1、6月定例議会答弁について。6月定例会において、公金を用いて建設された村の施設である茸生産施設は、情報公開条例を盾に情報開示ができないという答弁でございました。しかし、県や弁護士等の見解では、税金を投入した施設を使用する者は、透明性を持った運営を行い、情報開示は当然のことであるというお答えでした。しかし、村はそのような見解を確認しても情報公開条例を盾に茸生産施設の情報開示をなぜ拒むのかお伺いします。

2、今帰仁村茸生産出荷施設貸付契約書について。平成14年当初から結ばれていた契約書の内容は、透明性を持った運営を行い、雇用の確保が適切になされ、不正がないか等、健全運営が行われているか村が調査することができる内容でございました。しかし突然、平成23年6月10日の村茸生産出荷施設貸付

契約書は、村が調査できないように相手に著しく有利な内容に変更されている点について、お伺いいたします。①村の大切な財産である施設を調査もできないような内容に契約書が変更されたことは、大切な村の財産の放棄であり、村に不利益をこうむった行為ではないか。②なぜ村民の目線、立場に立った契約ではなく、業者の立場、業者に有利な内容の契約を行ったのか。③今後とも業者の立場に立った村民を無視した行政運営を行っていくのか。

3つ目に乙羽有機の経営について。乙羽有機は、決算書を見る限り黒字経営でございました。なぜ乙羽有機は経営を譲渡しなければならなくなったか、村当局の正式な見解をお伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問の茸生産施設につきましては、北部地域における雇用の場を創出し、就業機会の確保及び後継者育成に努めることを通じて、地域の特産林産の振興を図るため、沖縄県北部特別振興対策事業を導入して設置された村の施設であります。村としましては、当該施設を効率的に運用し、生産向上を図り、村益に有効寄与するため、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例に基づき、貸し付けし、運用しているところであります。ところで、去る6月定例会における答弁の趣旨は事業実施主体が村ではなく、企業組合の施設である場合や今帰仁村とは直接契約関係のない企業、茸生産施設と取引関係のない企業など、また原材料の仕入れ先や材料名のため、提出できないものがあるということでありました。

今帰仁村情報公開条例においては村の職員が作成し、又は取得した文書で当該職員が組織的に用いるものとして村が現に保有しているもので、法人等の情報を公にすることにより、当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかである場合は、非公開とすることができるとしています。しかし、当該情報を公にすることにより、法人等の事業活動に著しい不利益を与えるか否かは、個別具体的な事案ごとに判断し、村の保有する資料のみでは、その判断が困難な場合は当該法人等から意見聴取するなど資料の収集に努め、客観的に判断し、情報の開示に努める必要があるとされております。また、行政事務の執行に当たっては法令遵守が強く求められますが、行政実例や弁護士等の見解についても最終的には司法機関（裁判所）の判断にゆだねられることになることと理解をしております。今後は本村の茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例に基づき、設置された同施設管理運営協議会の監督・監査権限の範囲を明確にするとともに、その機能の充実強化を図り、また貸付契約の見直しなど公設民営のあり方等についても再検証し、茸生産施設の経営状況の一層の透明性確保に努めていきたいと考えております。

2の質問にお答えいたします。

今帰仁村茸貸付契約書において、事業運営・経営上の責任はすべて乙に帰属し、甲は一切の経営責任を負うものではないとの基本的な考えがありましたので、変更後の契約書については結果的に一部乙に有利な条項となりました。そこで、茸生産施設貸付契約書の見直しについては、茸第1・第2生産施設の貸付契約書を白紙に戻して、契約書の文言をすべて見直しをしていきます。その見直しに当たっては、村主導で実施してまいりたいと思っております。したがって、村が選任した弁護士により契約書案を作成し、受託者の弁護士で調整して原案を作成した後、その透明性を図るため原案の段階で議会に開示した上で契約することにしたいと思っております。現在、与世田法律事務所に依頼をして契約書のたたき台を作成し

ているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時10分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 3点目についてお答えします。

平成18年1月16日付で、乙羽有機から村長あてに経営移譲に関する要望書が提出されました。引き渡し時点では、約400万円の個人借入をせざるを得ないほど現金調達に苦慮していた状況にあり、到底今後とも経営を続けていける状況ではありませんでした。引き継ぎ会社に長期借入金2,358万2,000円と会社の買掛金及び諸経費456万4,000円、合計2,814万6,000円の債務移譲で決着し、現在に至っております。そしてまた引き継ぎ会社は、早急に必要な機械設備の補修や改修、冷蔵設備の増設が必要であったため、四、五千万円の投資予定でありました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、村長と副村長のほうから答弁いただきましたけれども、まず1点目の6月定例会の答弁についての件で、もう一回、再度お伺いします。

私は、6月の定例会のときから情報開示ができていない、それはどういうことかという、この経営に関し、ちょっと不正を感じると。ちょっと疑いを感じると。それはどういうことか。乙羽有機のときには製造原価が80%でできていたはずなのに、今帰仁茸のころになってから95%になったという形になったのは、もしかしてこれは販売会社、元請会社、そこが利益を持って行っている仕組みではないのかと。単価も当初、乙羽有機のときには360円のキロ単価がありましたけれども、今帰仁きこの園になってから最終的には130円まで、半分以下まで落ち込んでいるんですよ。それはどういうことかという、ほんとに利益の出ないシステム、それは村税も入らないようなシステム、それは問題ではないかと。そういう意味で情報を開示し、また、そういう説明を求めていったんですけれども、常に村当局が言っているのは何かわけのわからない組合が何とかとか、これに対して私は物は言っていないんですよ。それはそれであるならば、出せなくてもいいやと。じゃあ、この決算書に関しては出してくれと言っても、決算書すら出さない。中身を隠そうとする。もう常に隠すのが前提であるかのような、私が指摘している問題点を説明しようとしな。ただ情報が開示できないんだとかということで、相手があるからという意向ばかりなんです。しかも調べていくと、事務所も存在しないというのもわかったのに、その説明すらしてこない。例えば経営者も名前を使っただけで、みんな名義借りをしたような状態、いろんな問題点があるけれども、それに対する説明というものを、まともにしてこないような形で、その辺の説明責任もあるのではないかというのも含めて、ただ情報開示をしません、できませんとかいうことじゃなくて、しないなら、じゃあ当局が直接聞いて、私に対して資料を出せないけれども、実はそういうことでしたという説明責任があるのではないかと考えています。

その辺についてもお伺いしたい点と、2点目の契約書、今、議員の皆さん、理事者の皆様に配りましたけれども、平成14年に結ばれた契約書の内容、平成18年に結ばれた契約書の内容、さらに突然結ばれた今年の6月10日に結ばれた契約書の内容を見て、すごい文言が変わっているのを見てわかると思います。こ

これは抜粋していますので、変わった部分だけをちょっと示しております。その中には、当初は今帰仁きのご園というのは今帰仁村で茸生産施設の条例を定め、そして管理運営協議会を設け、規則を設け、ちゃんと厳しいチェックでやるように条例まで定められているんですけども、じゃあ条例以外で、この賃貸契約書ではどういうことが書かれているかという、調査もできるような内容が削除され、6月に突然ですね、そして相手を侵害しない範囲でしか書類は出せないと。基本的に情報は出せないと言っているようなことなんです。これはある意味、先ほども私、質問で言いましたけれども、これは村の財産の放棄なのではないかと。今、村長は答弁で弁護士に相談したと言っていますけれども、私らは、それは7月20日ぐらいから、これは削除して変更してくれということをやっているとずっと言っているんですよ。いまだかつて弁護士に相談したという話で、行動しようとしな。何かというと、業者に走って行って相談をしていく。業者がいるからと。なぜ村民の目線、立場に立っていないのか、常に業者の立場なのか、だれの施設なのか、村長の施設なのか、村民の施設なのか、どっちなのかはっきりしていただきたい。村民の、村の大切な施設であれば、業者の意向じゃなくて村としてどういうふうな貸し方をするんだと。だから、村がチェックできるようにするんだと。これは当然な行為なのに、もう1カ月、2カ月近くになりますけれども、まだ弁護士と相談している。全く業者寄りの行政運営のあり方というのは問題ではないのかなと。ただ、やりますと言って、まだやっていませんよね。まだ原案すら、たたき台すら私は見ていません。行きましたと言って、与世田弁護士と言えど何か納得するのかわからないですけども、副知事の事務所だからか、わからないですけども。要はやるかやらないか、村民に対して村民の目線の立場に立ってやるかということを確認しているんですよ。ただ行ってますという話では通用しませんので。まず聞きたいのは1番目の、これは財産の放棄で不利益をこうむった行為ではないかということを知っているんですよ。全然質問に答えていない。また、2番も3番も常に業者の話ばかりで、これから先も村民の目線、立場にたった行政運営をできないのか、やろうとしないのか、やる格好だけなのか、この辺も確認したい。

それと3つ目の乙羽有機の経営について、副村長、答弁がでたらめですよ。私は続けていけなくなった要因を知っているんですよ。今帰仁きのご園への譲渡の金額を知っているわけではないんですよ。なぜ経営が行き詰まったのか、その要因ですよ。それと、この数字もまたでたらめです。設備投資に約四、五千万の投資予定、副村長の6月の答弁は「9,000万円をかけた」と言ったんです。なぜ今は、「約四、五千万」1,000万円の誤差もありますよ。「投資予定で」、投資したんです、していません。いつも数字がでたらめ。毎回言う答弁が、内容が違う。それとあと2,814万6,000円、これも私がもらった資料の中では2,390万7,000円です。この数字も違う。毎回毎回数字が違うんですよ。6月の定例会でしたか、8月12日の臨時議会でしたか、最初に質問の趣旨を説明しているんですから、ちゃんと答えていただきたい。議事を軽視しているんですか。副村長、これは四、五千万円の投資予定だったら、投資予定だったけれども、してなかったと済まされる話ですよ。ほんとは今帰仁村民もたくさんやりたい方がいました。最初は1,000万円、3,000万円、5,000円、最低1億円まで上がって、それでは今帰仁村民が経営できないということで、村外の方にやったはずなのに、実際見たらここでも2,300万円しか金は動いていない。村民に対する話と実際違うし、いざこう聞くと、この数字が出てくるし、また出てきても数字が違うし。当初は9,000万円も、またさらにかけたという話をしておきながら、今回は四、五千万円の投資予定だったと。

予定ということは何、やったということですか。やる予定だったけれども、しなかったということですか。この辺はつきりさせてください。お願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

村の施設であります今帰仁きのご園につきましては、村長としては情報開示というのをどう思うかということにつきましては、これは公の村の施設でありますので、村としてもその施設がほんとに有効に利用されているか、そしてうまく経営されているかというのを監督して把握する必要があるというふうに考えております。その中で、先ほど御指摘がございましたけど、管理運営協議会が開催されていなくて、その中でいろんな協議が行われるべきものがやられていないということがありまして、村長としても非常に反省をしております。今後は、この説明責任についても村民の立場に立って、会社側と今後は文書で書類とかそういうのを含めて請求をする。そして、先ほど申し上げましたように管理運営協議会の中で定期的に管理運営協議会を開いて、その中で議論をさせていきたいと、このように考えております。その中で、先ほども申し上げましたように、この改正については、業者側に有利な改定であったということについては率直に反省をして、先ほど答弁をしましたように、この契約書については白紙に戻して早い時期に契約が締結できるように努力していきたいというふうに思っております。その中で、相談に行っても具体的な進展はないのではないかということもございますけど、事務所としてもこれからつくるといって相手との契約書もあるものですから、やっぱり精査というのか、そこに時間がかかって、最近、弁護士事務所からある一定の方向性が届いておりますので、それをもとに契約書を作成して、早い時期に議会にも開示して本契約をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 お答えします。

まず乙羽有機の5期からですが、5期目、721万6,000円の赤字、6期が842万3,000円、7期が594万3,000円赤字、8期が590万2,000円の赤字でございます。9期ですが、これについては今帰仁きのご園に平成18年に変わったときから、今の今帰仁きのご園、これは、初年度は529万7,000円の赤字です。10期になって、ようやく利益が出て219万9,000円の黒字、それで11期は損失で赤字4万6,000円の赤字です。それで12期、12期といえば平成21年ですね、727万3,000円、これ黒字です。13期が200万円の黒字、14期が484万8,000円の黒字です。それについては、14期については税理士事務所とも内容についてお話ししながらやっています。なぜ引き渡さなければならなかったかというのは、先ほどお話ししましたように経営状態が赤字、赤字、続いていたものですから、そういう状況になって引き継ぎをした次第であります。そして設備については、要するに2,300万円程度の、2,800万円、引き継ぎ会社が乙羽有機に支払ったあれが、要するに借入金とかですね、借入金の残が残っているもの、それで2,800万円の支払いはしている。それで、その後で設備台帳が、設備が必要でありますので、これは年度1年おくれになっているんですが、要するに平成19年4月、これは平成18年、引き継いだときからどれぐらい設備投資をしたかということと2,250万円。毎年ですね、平成20年、これが1,080万円、それで平成21年が1,100万円、平成21年に1,300万円、平成22年に1,200万円、それで平成22年ですね、同じ平成22年、これは10月ですが1,400万円。だから毎年1,000

万円以上の設備投資、要するに補修しなければ維持運営ができないような状態になっていたものですから、あれやったということで、持分売買契約書とか、引き落とす前の1月から、いろいろ引き渡し会社と、前の乙羽有機さんと引き受けした会社とですね、役場にある書類だけで時期によってみんな違うんですが、結構打ち合わせはやります。それで持分売買契約書というのもつくられていますし、そして債務移譲契約書、それもあるし、これが最終的な有限会社社員持分売買契約書として最終の3月30日に全員の印鑑を押して処理をした確約書、確認書というのもちろんとあります。そういうような状態に、非常に苦しいような状態になって、赤字分まで、借り入れた部分までみんな後の会社が支払いをして、処理をしたということになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時28分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 答弁漏れがあったみたいですので、説明いたします。

これは平成16年から、要するに要因は本土の専門家たちが来て、みんな調査しているわけです。それで調査報告書はみんなあるんですが、一番の要因は雑菌を大量に発生させた。こういう雑菌を、そういうふうに大量に発生させたので、これの処理をなさいということで指示もやられているんですが、これが雑菌を大量発生させたということで、冬場も余り生産力は上がらなかったというようなものが一番の要因であります。これはちゃんと指導した経緯もですね、こちらのほうにちゃんとコピーはありますので。それが最大の原因でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れでございますので、答弁したいと思います。今帰仁村に、この契約の改定によって不利益を与えたのではないかとということではありますが、このことにつきまして答弁をしたいと思います。

この契約がそのまま継続されていけば、不利益を起す可能性があるというふうに認識をしております。そういう意味で先ほど申し上げましたように、この契約書を白紙に戻して契約をやり直すということを考えたわけでありまして。そういう意味では、この契約書を白紙に戻したということにつきましては、村長としても強い決意で改正に向けて村の立場を明確にしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、村長のほうから不利益の件で答弁がございましたけれども、じゃあ変えるということは不利益があった、こうむったからという行為があったからということになれば、すぐ変えるべきではないですか。それをまだ弁護士と調整して、じゃあこのまま不利益をこうむったままずっと継続するんですか。私だったら、村民に対して不利益をこうむったり、村に対して不利益をこうむるということは1日でも早く、1秒でも早く対応します。2カ月近く調整しているんですよ。まだ、この答弁ということは、不利益をこうむっても構わないと村長は言っているということで解釈してよろしいですね。村民に対して不利益をこうむっていると。

あと副村長、どれからいきますか、温度の件、技術的な件、これだけが要因ですか。いろんな要因があ

りますよね、技術的な要因が。私、株式会社ダイフクのホームページから、ステークホルダーとの関係、利害関係者との関係ということでホームページにちゃんとうたわれているんですよ。一部上場なので、こういった企業倫理に関しては厳しくうたわれています。その中で最適・最良の製品のサービスの提供と安全性のための方針と示してですね、「事故やトラブルが発生した場合、誠実かつ速やかに対応の上、その原因を究明し、再発防止に努めます」とうたっているんですよ。これダイフクの設備ですよ。ふえましたから、雑菌が入りましたから、それが原因で経営が行き詰まった、ダイフクに責任はないんですかね。これをちゃんと使えるようにトラブルがあった場合、問題が起きた場合には誠実に対応して、その原因を究明し、再発防止に努めると書いているんですよ。私はある意味ダイフクは、この責任を果たしてないとか見ない。だから私は今回の随意契約にしてもダイフクは入札に参加する資格がないのではないかと、ある意味今帰仁村の経営者を村外の人に、本土の方に移してしまった原因は、乙羽有機にもあったかもしれないですけども、大いにダイフクもその責任は負っているはず。これはダイフクの技術が素晴らしいとって1社ありきの随契にしたんですよ。この技術しかないんだと。ですよ。なのに、ダイフクはまたこういう企業倫理の中で「正しくお使いいただけるように、取扱説明を分かり易く行います」「その原因を究明し、再発防止に努めます」と言っているのは言葉だけなんですかね。ダイフクはこれ、果たしてないですよ。だから私はダイフクも共同責任があると思います。

それと副村長が言っている数字の根拠、これはでたらめですよ。毎年赤字、どこにこの根拠がありますか。決算書を見ましたか。副村長は、複式簿記だから単式簿記だと言いますがけれども、損益計算書は単式簿記の部分ですよ、その中に赤字が500万円出ていますか。一切出ていないですよ。副村長、だから私は毎回言っていますよね。数字は、でたらめな数字を答弁しないでくれと。どこの決算書を追っても、損益計算書は売上があり、製造原価があり、一般管理費があり、営業外収益を含めて、その単年度の収益を書いているんですよ。この中に500万円の赤字とか、一切ないですよ。この数字の根拠が示しきれぬなら示してください。私は示しきれないと思うけれども。だから毎回毎回定例会の答弁のたびに数字が違う、それと4,000万円か5,000万円を投資したということについての答弁も漏れている、したのかしなかったのか、5,000万円なのか、4,000万円なのか、4,500万円なのか、したいと思ったけれども、しなかったのか。数字に関しては休憩を入れてから説明しましょうか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時37分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 じゃあ、この数字の根拠は示していただきたい、今後。あと投資したのか、しなかったのか。そこをちょっとお願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 契約書の改定によって不利益をこうむったかということでございますが、現在のところ私は不利益をこうむっていないというふうに考えています。ただ、これをそのまま継続していくと、これは村に不利益を与えるという認識をしておりますので、この契約書を白紙に戻して早い時期に改定をしていきたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時37分)
村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れでありますので、答弁したいと思います。

すぐに行動すべきだったということではありますが、時間がかかっているという御指摘でございますが、村としても、これは非常に法律的な、専門的な話でありまして、思うようにはいかなかったということでございます。ただ、今現在この契約改定に向けて早目にできるように最大努力しているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 単式とですね、平成14年から平成15年、平成16年にかけて収入と歳出をやったのがあります。これが平成14年。確かに複式でやると、在庫がありますので、収入と支出だけやった。平成14年が899万7,000円です。平成15年が408万1,000円、平成16年が1,289万8,000円、これは単式でそういう数字が出ます。

そしてダイフクが指導しなかったと、十分やっていないのではないかとということですが、平成14年に原種菌の拡大を開始したときに、十日町農産、山本さん、これは種苗センターの社長です。それとダイフクと一緒に来ています。平成14年の7月7日から7月10日まで3日間。それで7月16日から7月19日までに株式会社マッシュネットの、これは飯塚さん、それで新潟で元は農協の職員ですが、飯塚さんといって新潟で実際に工場を経営している人ですね、これが来ています。それで8月3日から8月4日、これについては十日町農産の山本さん、種菌の彼が来て、拡大良好、ロス良否率5%以内ということで、良好な成績です。それで8月6日から8月7日まで、2日間ですね。培養菌の良否判定実技指導として、これはマッシュネットの飯塚さん、彼が来ています。8月12日から8月14日、これ5日間ですね。マッシュネットの山田さん、これはまた別の会社の経営をやっている方ですが、彼も1カ所ばかりではなくて、ほかの会社の社長も連れてきて指導をしています。それで8月21日から23日まで、3日間です。これも藤木さんという方が指導に来ています。それで9月4日から9月7日、これ飯塚さんですね、元の農協の職員で工場経営している。これも来て、4日間技術指導をしています。それで9月15日から9月20日、これ5日間です。に、また飯塚さんが来て、指導しています。そして10月30日から11月1日、2日間、これマッシュネットの神村さんという人、神村さんといって、これは新潟で農協の職員です。と、藤木さんという2人が来て調整をしています。そして平成15年…。

○ 議長 久田浩也君 残りのほうは簡潔にお願いします。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 平成15年の7月25日から27日まで2日間、水茸が発生したということでマッシュネットの飯塚さんが来ています。それで11月ごろ、青カビが発生したということでまた再指導に来ています。平成16年6月16日から6月18日の4日間、マッシュネットの飯塚さんが青カビが発生したということで来ております。こういうふうに指導はやってきている経緯があります。それについて、カビが発生と、どういうカビが発生したよということで指示ですね、これもちゃんと指示事項もどうしなさい、ああしない、こうしなさいということで指示事項も指摘はしております。そういう状況であります。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時43分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時43分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 設備投資のことではありますが、乙羽有機から今の経営者にかわったとき、これは設備台帳です。平成19年4月登録は、ですからこれは平成18年度に引き継ぎしたときに2,250万円設備投資しています。内容はヘッダの交換、ピロー包装紙、生育室の増設パネル工事、生育室の増設空調設備、生育棚、栽培瓶の導入、コンテナの導入、紙巻き機の購入、据え付け設備工、運賃諸経費等いろいろ、これ2,250万円です。それで平成20年6月、これは要するに19年ですね、同じようなもので1,080万円設備投資しています。平成21年に1,135万円です。それで平成21年、先ほどの5月です、平成21年6月に1,365万円やっています。それで平成22年の5月に1,245万円、投資しています。平成22年10月には1,450万円、平成23年3月には培養器、培養管理コンピューターリニューアル取りかえ工事で1,250万円。合計で9,775万年というふう設備投資をしているわけです。以上です。

- 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

午 後

- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、石川清友議員の発言を許します。2番 石川清友議員。

- 2番 石川清友君 9月定例会において、さきに通告しました今帰仁茸生産出荷施設貸付契約について、お伺いします。

今帰仁村茸生産出荷施設は、平成14年より農業生産法人乙羽有機が運営していましたが、平成18年4月より農業生産法人今帰仁きこの園が運営しています。えのきだけの年間生産量も650トンとなり、施設は順調に稼働していて、村内からの雇用もあり、施設を導入した目的の一部は十分に達成していると思いますが、施設の貸付契約について、次の3点についてお伺いします。①貸付契約書の第3条の施設貸付料が年間328万9,650円となっていますが、その金額の計算基礎についてお伺いします。②施設が稼働し始めてから10年近くなります。そろそろ中の設備機器は更新時期に来ていると思いますが、設備機器の更新に向けた積立金の有無についてお伺いします。③貸付契約の第6条には「茸生産出荷施設管理運営協議会において、今帰仁きこの園が運営する生産施設の内容を報告するものとする。また、今帰仁村及び今帰仁きこの園より選任された監査役により経営監査した内応も同時報告するものとする」とありますが、今後、今帰仁きこの園の経営監査報告をどのようにしていくかをお伺いします。

- 議長 久田浩也君 村長。

- 村長 與那嶺幸人君 御質問にお答えいたします。

①年間貸付料の計算基礎については、今帰仁村茸生産施設の設置及び管理運営に関する条例の第3条で、「貸付料は、「今帰仁村が負担する金額割る生産施設の耐用年数」以下であること」と規定されております。具体的には、(補助基本額掛ける1%プラス村単独事業分プラス村単独事業分起債利息)割る15年(総合対応年数)これに消費税相当額を加えた328万9,650円となります。この貸付料は、平成15年度から平成29年度までの15年間の予定となっております。

②設備・機器の更新に向けた積立金については、現在のところ実施されておりませんが、平成19年度からは、毎年補修が必要になり、今帰仁きのご園が設備投資を行っています。今後は、設備・機器の更新に向けた積立金について必要性を感じておりますので、適切な指導をしていきたいと思っております。

③事業運営の監査報告については、貸付契約書第6条で甲乙で選任した監査役により監査した内容を管理運営協議会に報告することが規定されております。したがって今後、定期的に協議会を開催し、経営の状況を十分精査することで、運営協議会の機能の強化を図っていききたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほどのお答えで、村が負担する金額が年間割る15年が年間賃借料だと説明がありましたけれども、としますと、328万9,650円掛ける15年で4,934万4,750円となりますが、村が負担した金額がその金額だと考えてよろしいでしょうか。

2点目に減価償却分だけでも今後は積み立てさせていきたいという話でしたけれども、これは賃借料にくっつけてですね、ぜひ積み立てをやっていくべきではないかと思っております。会社に積み立てをさせるのではなくて、賃借料の中に含めて、それを役場のほうで積み立てしていくというシステムがいいのではなかろうかと思っております。

3点目なんですけれども、実は今週、名護市内にある量販店の会社の2店舗で今帰仁産のえのきだけ1パック200グラムが実は98円、約100円で販売されております。実はおととい、今帰仁きのご園に現場踏査で行ったときに、社長の説明では今帰仁きのご園から1パック200グラムのえのきは30円から35円、これは震災直後のときは20円から25円も非常に暴落していたという話ですけれども、現在は30円から35円という話でした。としますと、量販店のそういう生鮮食品の掛け率というのは3掛けではないかなと思っております。としますと、100円で売られているものですと70円前後の仕入れになろうかと思っております。今帰仁きのご園の社長の説明では、全量を株式会社オーダックに販売していると。オーダックの手数料は6%しか取っていないと。オーダックが量販店に卸す単価については6%プラスの運賃だという話でした。それからしますと、70円から今帰仁きのご園の35円を引きますと、手数料が2.1円になりますので、37.1円。残りの1パック32.9円、これは200グラムですから、1キログラムに直しますと掛ける5で164.5円です。運賃で1キログラム164.5円も取るような運賃というのは大変な話だと思います。それを1トン当たりに直しますと、164.5円掛ける1,000キログラムですね。としますと、16万4,500円。で、年間生産量650トンを掛けますと、1億692万5,000円の運賃になるかと思っております。そこら辺で非常に不透明な部分が、このオーダック、茸の流れの中には非常に不透明部分が多いかと思うんです。先ほども村長は生産出荷施設管理運営協議会を強化していきたいという話でした。今後その運営協議会の中で、この物の流れですね、この単価の流れ、不透明な部分を、ぜひ協議会の中で究明していただきたいと。でなければ、今帰仁きのご園の社長をぜひ議会に呼んで、どういうふうになっているのか、ぜひ今後、村もそこら辺を究明していただきたいと思っております。今後、協議会等でそういう茸の流れ等についての究明できるかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

貸付料の算定、328万9,650円の15年掛けた数字が村の負担分になっているかという御質問ですけれども、

ほぼその金額になっております。

2番目の賃借料に含めて積立金を徴収するという御提案ですけれども、その点に関しましては今後この経営状態とか、そういうものも勘案しながら積立金は賃借料に含めるかどうかは検討の余地があると思います。なぜかといいますと、減価償却という考え方からすると、全額を減価償却できると補助事業に該当しないものですから、どうしても補助金の分を圧縮した金額が減価償却に当たります。その辺をその耐用年数で割って、いかに返せるかということもありますので、その辺は検討すべきではないかなと今、思っております。

3点目については村長からということで、以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

3番目の事業運営についてでございますが、先ほど石川議員からありましたえのきだけの値段といたしますか、茸工場から量販店での販売の価格が大分違うという御説明でございました。この件につきましては、運営協議会をほんとに強化してですね、このことにつきましては説明ができるようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 朝も村長の答弁の中にあつたんですけれども、今後は契約書を白紙に戻して、もう一回やり直すという話でしたけれども、実は朝も座間味議員の中からあつたんですけれども、契約第6条の監査検査報告の中で、一番最後の部分の「ただし、その内容は第4条の乙の権利を侵害しない範囲とする」と、そういう文が入ってくると、そういう不透明な部分も、流通の不透明さを究明できるはずがないんです。これについてはぜひ契約書をつくる際には、そこら辺も考慮して、ぜひ新しい契約書をつくっていただきたい。これは要望にかえます。

1点目の契約書の件についてなんですけれども、皆さん、資料としてお手元に配られています。契約書の一番最後のページです。実は契約書というのは、私も本で調べてみましたら個人対個人ですのであれば、やはりその中の文はどういうものが必要なのかとか、契約した当日の年月日などが必要になってまいります。それと個人である場合には個人の住所、氏名、署名押印が必要だとあります。法人の場合は本店、住所、法人名、代表者名、それに署名押印。これが契約書の基本ではないかなと思います。としますと、今回の6月10日の契約書は不備ではないかなという気がするんですけれども、それを総務課長はどうお考えか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質問にお答えします。

2番議員から御指摘がありましたように、確かに契約においてはその契約の当事者の住所、氏名、また法人の場合については本店の所在地、商号又は会社名、代表者名を記載することによって契約を締結するということであります。今回、このように乙法人については会社の所在地が記載されていないということについては、これは不備だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。ただ、それが直接契約の効力に影響するかというと、契約の効力には直接影響のあるものではないというふうに理解しておりま

す。そういったことではありますけれども、今後におきましてはですね、やはりこのようにきちんと契約の締結に当たっては、記載すべき事項については効力に影響がないというわけではなくて、きちんと記載をして締結していきたいと、そのようにするべきだというふうに思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 契約書の中に住所が入っていないので早目にぜひ正しい契約書を入れてもらいたいと要望します。といいますのは、先ほどの第6条の中の内です、ぜひ削除すべき文については削除して、村当局が今帰仁きのこ園をちゃんと監査検査できるようなシステムにしていきたいなど、これは要望といたしまして私の質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 次に、内間利三議員の発言を許します。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 第3回今帰仁村定例会において、さきに通告してあった2点を一般質問いたします。人が一般質問をするときは、ちゃんと聞くようによろしくお願いします。

1つ、防災マップ作成について。①今帰仁村の防災マップは平成19年に作成されているが、今回の東日本大震災における予想以上の災害に対する村のマップの見直し、避難場所の新たな選定が必要だと思われるが、村当局としてどう考えておられるか、答弁を求めます。②新マップ作成時には、村全体とそれに字単位で拡大されたマップの作成について、どう考えているか伺います。

質問事項の2点目、村・県・国道の道路標示についてであります。1、道路標示の歩道帯、車線分離線が薄く見えづらいところが多く見受けられますが、それに対して村当局の見解を求めます。2、村道のカーブ等の危険場所ミラー設置について伺います。計画しているところがあれば、場所、件数、1件当たりの経費、設置予定日を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 防災マップ作成について、①の御質問にお答えします。

平成19年度に作成した今帰仁村防災マップは、風水害や地震、津波等の災害に備え防災の知識を載せ、マップには各地域の指定避難施設等を記して配布されています。この防災マップは、平成16年度策定の今帰仁村地域防災計画に基づくものでありますが、マップについては現在も今帰仁村のホームページからダウンロードが可能です。市町村の地域防災計画については、災害対策基本法によって、国の防災基本計画や県の防災計画に基づいて、作成又は修正しなければならないとされており、平成24年度に予定されている本村の地域防災計画の見直しにおいては、今回の甚大な被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、特に大津波については、現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることも考慮し、沿岸部や海拔の低い地域等については、避難場所、避難経路等の再検討が必須であると考えています。なお、現行の防災マップについては、見直し後の本村地域防災計画に沿って見直しをしていきたいというふうに思っております。

②の質問にお答えします。現在の今帰仁村防災マップは、2万分の1の縮尺でA2サイズに本村全体を表示し、地域の避難施設等を記載しています。今帰仁村内の全体状況を確認するには適当と思われませんが、各世帯や事業所等の個別の状況を確認するには縮尺が小さいと思われ、次期の防災マップについては、

自宅や事業所の判別が可能な字別又はブロック別の編集が必要と考えております。

次に2の村・県・国道の道路標識についての質問にお答えします。1の質問についてお答えいたします。国道505号と県道名護運天港線、県道123号線の区間において、車道中央線はだいたい色の区画線で標示されております。だいたい色の区画線は規制標示になっており、沖縄県公安委員会の管轄になります。区画線の敷設も沖縄県公安委員会でするので、車道中央線が薄く見えづらいところにおいては、村から本部警察署を通じて沖縄県公安委員会に標示設置についての要請を行っていきたいと考えております。また、指示標示であります横断歩道や停止線も沖縄県公安委員会の管轄になりますので、同様な対応を図っていきたいと考えております。村道の幹線道路は白色の破線で標示されており、村での標示管理になっておりますので、車道中央線で薄く見えづらいところにおいては今年度の交通安全対策特別交付金の予算の範囲内で、車道中央部の区画線標示を実施していきたいと考えております。

2のご質問についてお答えいたします。道路のカーブ等の危険箇所カーブミラー設置については、現在事業を実施しております村づくり交付金事業で設置計画があります。村づくり交付金は、西部地区、中部地区、東部地区で実施されており、西部地区の与那嶺区、仲尾次区、崎山区、平敷区で14カ所、中部地区の謝名区、越地区、仲宗根区、玉城区で14カ所、東部地区の天底区、勢理客区、湧川区、呉我山区で35カ所を設置する予定であります。経費及び設置予定日については今後調査を行い、事業費の確保を考慮しながら検討していきたいと考えております。また、諸志区、上運天区、運天区においては、交通安全対策特別交付金で3カ所の設置を予定しております。経費については1基当たり約17万円程度になり、設置予定日は平成24年2月ごろを予定しております。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 防災マップについては平成19年度で今帰仁村は作成されて、各家庭へ配布されております。それで今回の大震災みたいに未曾有の被害があった場合に、作成が平成19年度ではあるんですが、もう平成23年ですよ。まだ間もないですけども、やはりやり変える必要があるのではないかなと思います。自分たちの字でも、字の公民館が10メートル弱なんですよ。標高が。それで今回みたいな、東日本大震災みたいな津波が来ると、ほんとに指定場所にも避難できないなという感じになっております。それで平成24年度に国や県の防災基本計画に基づいて平成24年度で行うということなんですが、ぜひですね、このマップの作成、大きな見直しですね、これをやっていただきたいと思います。これに対する答弁を求めます。

次にマップの2番目の質問なんですが、今、配布されているのは2Aサイズということで折り曲げたマップでありますよね。それは次回もそういうふうになるのではないかなと思うんですが、それではなかなか詳しいというのか、詳細な部分がぱっとわかるということではないです。大変見づらいマップでありますね。だから、これは村長の答弁にもあったようにブロック単位か、字別単位でやらないといけないのかなという感じで、必要性を感じているみたいではあるんですが、ぜひこれに対してももう一度答弁を求めます。平成24年度作成ということで、まだ時間はあると思いますので、これに対する答弁を求めます。

2点目の村・県・国道の標示の件なんですが、標識標示ですね。これは今、村内をあちこち回っても、どこと言えないぐらいあちこちに標示とかが薄くなったり、見えづらいところがあります。どうして私が

これを質問するかというと、先日、うちの集落の人が玉城のトンネルの手前、長堂屋の手前の十字路ですね、向こうで仲宗根から直進中にそばから出た車にぶつけられたと。何でみたいな感じでぶつけられたということであるんですが、その後、ここへ行ってみると、路面に「とまれ」の標示もないし、謝名側からすると、ミラーはあるんですけど、両サイドの玉城側も謝名側もですね、謝名に行く道路もストップ、とまれの線もないです。標示板もないです。だからそういう状態では、いつも通っている方だったらとまって、ここは県道で二重線になっているから、向こうが優先だなということではあるんですが、新たな観光している人とか、ほかから来る人たちがなかなか気づかないんだと思うんですよ。だから向こうはまたトンネル越えてじきの十字路でもあるし、結構、今帰仁村の交通量の多いところだと思います。ぜひ、そういうところも見て回って、必要な場所は措置してほしいと思います。何か答弁では35カ所を予定しているよということで、そのほかの予算でも3カ所予定していると。カーブミラーはですね。このミラーもですね、私は以前にも担当の課に、向こうは落ちているんだけど、片づけて早目に新しく設置してほしいなということをお願いしてあったんですが、これは計画しているよということではあったんですが、なかなか実施しないものだから、今回このカーブミラーも一応質問しております。それに対しても、このカーブミラー35基となると、先ほどの答弁では1基17万円かかるとなると、約600万円近くかかりますね。そういうあたりも村づくり交付金で対応できるのかどうか。

それとマップが平成24年度の作成ということであるんですが、平成24年度となると平成24年の4月から平成24年度でありますので、これが平成24年のいつごろまでに仕上げる予定なのか、その答弁も求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

防災マップの見直しの時期等についてでございますけれども、防災マップについては、やはり基本的に村の防災計画に基づいて作成しなければならないということがあります。すなわち今回の大震災によって、これまで本村の地域防災計画では海拔10メートル以下を危険区域として避難場所、あるいは避難箇所、避難経路等についても設定しております。そういう関係で、この基準についても大幅に見直しをしていかなければならないという関係上、どうしても防災マップの作成については地域防災計画と連動していかなければならないということになります。

それと御指摘のとおり防災マップについては、A2サイズの折り曲げ方式になっておりますけれども、なかなか各世帯に対しても作成した、平成19年度に各字の区長を通して世帯にもお配りされていると思っておりますけれども、なかなか開いて見るような機会がなかったというのが実情ではなかったかと思っております。しかしながら、このような地域防災計画では末尾のほうにA4判の防災図などもつけられております。そういうことも考えながら、この防災マップの作成の方法については十分検討していきたいと思っております。

それと参考までにですけれども、今回、海拔の標示について、まず地域防災計画の見直し、それから防災マップの作成の前に平成23年度中に必要な箇所に海拔の標示をしていきたいと、そのように考えております。これについてはまた興儀常次議員からの質問でも出てくると思いますので、そのときにも御説明を申し上げたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまの御質問について、お答えいたします。今の質問にありました玉城区のトンネルの手前のほうですね、これは県道名護運天港線の道路になっておりますが、その線についても車道中央線とかですね、見えにくい場所については、設置については沖縄県公安委員会の設置になりますので、早い時期に要請を行っていきたいと考えています。それからカーブミラーの件について、必要箇所への設置なんですけど、今回村づくり交付金事業で西部地区、中部、東部と、カーブミラーを設置する計画であります。今、この3地区で63カ所の設置予定でありますので、平成24年度以降ですね、また設置について各区の区長と調整を図りながら、また危険箇所です早目に設置すべき箇所はこれから調整して設置を行っていきたいと考えております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午後2時10分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午後2時10分)
総務課長。

○ **総務課長 山城徳男君** これは地域防災計画でしょうか、防災マップですか。両方ですね。両方になりますね。それでは、お答え申し上げます。

地域防災計画と防災マップについては、やはり一体不可分のものでございますから、並行して作成しなければならないと、見直ししなければならないということがございますけれども、今、申し上げられますのは平成24年度中ということでお答えさせていただきたいと思っております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 3番。

○ **3番 内間利三君** 先ほどの建設課長の答弁で、自分の耳の勘違いかわからないけど、63カ所という…、だから3地区で、この説明書では西部地区14カ所、中部地区14カ所…、そうですね、合計で63カ所ですね。じゃあ先ほど自分が単純計算して600万円というのは、この倍になるわけですね。1,000万円近くということで了解してよろしいですか。これを交付金事業で実施していくということですね。

このマップの防災計画とマップ作成については、今の段階では平成24年度の何月ごろになるかは、ちょっと答えられないということでもよろしいですか。

では、このミラーの設置ですね、ぜひ検討しているところを設置してってください。既存のところも老朽化したりして、落ちそうな部分もあると思うんですよ。うちの公民館の前もちょっとこういう傾向がありますので、ぜひ見られて改修するなり、やるように求めます。この道路標識と標示ですね、先ほどのところは県の管理だということであったんですが、こういう事故が起こってしまうとどうしようもないので、早目の対策ですね、国や県と連携をとりながら、早目の対策をとるように、ここだけではなくて、あちこちにそういうところが見受けられますので、ぜひ努力して早目に対策をお願い、求めたいと思っております。

それから村道の道路標示で、結構線が消えているところがたくさんありますので、特に崎山の線はほとんど消えておりますので、ぜひ早急に対応を求めて私の一般質問を終わります。

○ **議長 久田浩也君** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「異議なし」と認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

(延会時刻 午後2時13分)